

奈 総 法 第 2 1 3 号

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 山 本 憲 宥 様
同 伊 藤 剛 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の結果に対する措置状況について

第3 監査の結果及び意見

III. 公営住宅の建設に関する事務について

3. 監査の結果

(1) 公有財産台帳について

①土地について取得価額を適切に記載すべきである

(資産経営課)

【監査結果】

公有財産規則第46条によると、公有財産台帳には金額を記録しなければならないが、土地につき価格欄がゼロであるものが散見された。主な原因は、複数の地番の土地をまとめて購入した場合、代表的な地番に合計金額を入力しているためである。また、合筆、分筆及び所管換えを行ったタイミングで、当初入力していた金額が改めてゼロとして再登録されてしまうこともある。さらに、寄付されたものは当初から金額はゼロとして登録されている。

現在、金額がゼロになっているものについては過去に遡って支出額が判明するのであれば当該支出額を改めて登録し、それ以外は基準日を決め路線価により評価する等の代替手続を行う必要がある。

なお、最近取得した事例を見ると、地番別に金額が登録されており、今後も引き続き、複数の地番の土地をまとめて取得した際は、面積により金額を按分することにより、地番別に金額を記録すべきである。また、その後異動があった場合でも、金額は適切に引き継がなければならない。

【措置の内容】

平成25年度に公有財産データの精緻化事業を行い、平成27年度の新公有財産システム導入時においてもデータの精緻化を図りました。平成29年12月に金額がゼロになっているものについて、過去に遡って金額が判明したものについては修正登録しました。また、複数の地番の土地をまとめて取得したものについては、面積により金額を按分することにより金額を修正入力しました。それ以外に金額が判明しないものについては、件数が多く、金額の訂正には多大な労力と時間がか

かるため、公有財産台帳への金額の入力を行いませんが、固定資産台帳の土地取得価格の記載により、補完されています。